

## 業務仕様書

### 1 業務名称

広島県・市町共同利用型電子申請サービスと連携したオンライン決済サービス提供業務

### 2 本仕様書の目的

本仕様書は、当県が利用する広島県・市町共同利用型電子申請サービス（以下、「広島県電子申請システム」という。）において、各申請に伴い発生する手数料等のオンライン決済を実現するために必要となる機能や条件等を定めたものである。

### 3 契約期間

契約締結日から令和10年7月31日まで。なお、本契約におけるオンライン決済の開始時期は、令和8年8月1日からとする。

### 4 オンライン決済手段の範囲

下記の決済手段が利用できること。

#### (1) クレジットカード（ブランド）

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

#### (2) その他

PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、コンビニ

なお、クレジットカード決済においては、EMV・3Dセキュアサービスを適用すること。

また、これら以外の決済手段がある場合は、契約期間中であつたとしても、当県と受託者が協議の上、必要に応じて付加することができるものとする。

### 5 オンライン決済の対象

広島県電子申請システムを利用した申請などに伴い発生する手数料及び使用料等（以下、「手数料等」という。）

### 6 想定されるオンライン決済件数及び決済額

件数及び決済総額は想定であり、この数値を保証するものではない。

○令和8年8月1日から令和9年7月31日の期間

- ・決済件数：5,000件（うち、「30件」は返金が発生するものと想定）

（内訳）

クレジットカード：2,500件

その他：2,500件

- ・決済総額：37,000千円（決済総額には、返金額は含まない）

（内訳）

クレジットカード：19,000千円

その他：18,000千円

○令和9年8月1日から令和10年7月31日の期間

・決済件数：7,500件／年（うち、「45件／年」は返金が発生するものと想定）

（内訳）

クレジットカード：3,750件／年

その他：3,750件／年

・決済総額：55,500千円／年（決済総額には、返金額は含まない）

（内訳）

クレジットカード：28,500千円／年

その他：27,000千円／年

## 7 広島県電子申請システムとの事前の連携確立

広島県電子申請システムは、株式会社NTTデータ関西が提供する「e-TUMO APPLY（電子申請サービス）」を用いて運用を行っており、本調達におけるオンライン決済サービスは、広島県電子申請システムと連携可能であることが必須である。

本契約の受託者は令和8年8月1日までに当該システム間の連携を確立して、当県におけるオンライン決済が開始可能な状態にすることが必要であることから、入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認の申請に合わせて、これを証する資料等を提出するものとする。

なお、事前連携に係る費用については、受託者が負担するものとする。

## 8 広島県電子申請システムにおけるオンライン決済の概要

広島県電子申請システムを利用して申請を行った者がオンライン決済を行う場合、申請者は電子申請システムを経由して決済用画面にアクセスした後、決済処理を行う。

なお、これを実現するに当たり、オンライン決済サービス側での処理に必要な納付情報等は、広島県電子申請システムからデータ連携により取得するものとする。

また、決済手段については、決済用画面において利用可能なものを表示し、その中から申請者が自由に選択できるものとする。

## 9 業務内容

オンライン決済サービスの提供に当たり実施する業務内容は、次のとおりである。

### (1) 基本的業務

ア 各決済会社への申請や届出等の代行、決済時における与信処理や売上処理及びこれらに付随する事項など、オンライン決済を実現するにあたって必要となる各決済会社との事務処理を行うこと。

イ オンライン決済により申請者が支払った手数料等において、その精算サイクルは毎月月末締めとし、その翌月末までに、決済会社からの売上金を取りまとめて、当県が指定する金融機関口座に払い込みを行うこと。ただし、当県が、受託者の請求により必要があると認めるときは、その他の精算サイクルとすることができる。

なお、払い込みに係る手数料は、受託者が負担すること。

ウ オンライン決済やその管理等に必要なシステムなどの準備、運用管理等を実施するこ

と。

エ オンライン決済に必要となる各種データ等について、広島県電子申請システムとオンライン決済に必要となるシステム間の連携を確立すること。

オ オンライン決済された手数料等に係る納付日や金額などの収納情報について、広島県電子申請システム上においても、当該情報が確認可能であること。

カ 上記のほか、広島県電子申請システムの仕様を十分理解し、当該システムに備わっている電子収納機能の各処理が有効に動作するようにすること。

## (2) 準備業務

広島県電子申請システムとオンライン決済に必要となるシステム間の連携に当たり、オンライン決済の開始前に実施する連携テスト等必要な作業について、広島県電子申請システムを運営する事業者と協力して、対応すること。

## (3) その他

上記(1)(2)に付随するオンライン決済サービス提供に必要な業務を行うこと。

## 10 オンライン決済サービスの利用等に係る費用

オンライン決済サービスの利用等に係る費用については、入札書及び入札付属書に記載の内容に従って、初期費用、月額固定費、EMV-3D セキュア固定費、決済手段ごとの決済手数料率、トランザクション費、EMV-3D セキュア利用料及びこれ以外に必要な料金等がある場合はその単価等に基づき、サービスの利用実績等に応じた金額を支払うこととする（1円未満は切り捨て）。

なお、当該利用料等の一切は、受託者が当県に払い込む売上金から相殺せず、別途請求とすること。

## 11 指定納付受託者の指定に係る対応

受託者は、令和8年5月22日までに、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定を当県から受けること。また、当県の求めに応じ、指定に際して必要となる書類等を提出すること。

## 12 守秘義務の遵守及び個人情報の管理等

(1) 受託者は、本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。また本サービスの提供に当たって必要となる個人情報について、保管、管理に万全を期し、紛失及び漏えいの防止のために適切な措置を講じること。

(2) 事故や災害等の緊急事態が発生した場合を想定して、サービス提供に支障をきたすことがないよう、十分な対応策及び緊急時の体制を整えること。

(3) 受託者は、何らかの事故・障害や不適切な事務処理等によりサービス提供に影響を与える事象等が発生した場合は、直ちに当県に報告すること。

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、当県と受託者で協議の上、決定する。